

波多野敬直宮内大臣辞職顛末

——一九二〇年の皇族会議——

永井 和

はじめに

一九二〇年六月一九日、東京の各新聞は一斉に波多野敬直宮内大臣の辞職と中村雄次郎元関東都督（陸軍中將）の後任就任の記事を掲載した。読売新聞が「宮内大臣の更迭十八日突如として発表せらる、蓋し何人も寝耳に水事の意外に驚く^①」と書いているように、波多野の辞任は、六年前の彼の宮内大臣就任と同様に、予期せぬ突然の出来事であった^②。

突然の辞職の理由について同じ読売新聞は、「辞職の真因は皇族会議が問題か」と記し、「仄聞する所に依れば過般皇族会議を開き各皇族方の御諒解を得んとしたのが不結果に終り、然も此事が端なくも外間に洩れたので当時既に進退伺を出すとさへ云はれて居た。之は正に辞職の直接原因となつて居る^③」と、皇族会議での不首尾が原因であるとの推測を記している^④。

小論がこれから明らかにするように、この推測はだいたいにおいて正確であり、波多野辞職の直接の原因は、同年五月一日に開催された皇族会議の不首尾にあった。もちろん、当時において皇族会議の内容は秘密とされており、それに関して報道の自由はなかった。そのため新聞記事では、皇族の諒解を得るのに失敗したとあるだけで、皇族会議でいったいどのような不首尾があったのか具体的な言及はなされていない。

もつとも、皇族会議に関してまったく新聞報道がなかったわけではない。これより先、問題の皇族会議が開催された五月の時点で、読売新聞には概要次のような内容の記事が掲載されていた。

最近前後三回皇族会議が開かれ（正確には皇族会議は二回開催されただけであり、他の一回は非公式の皇族協議会である）、皇族の臣籍降下について何らかの決定がおこなわれた模様である。その具体的内容は不明だが、第二子以下の王子が成年に達すれば例外なく臣籍に降下することになったのだと解される。これが本当であれば、波多野宮相一代の英断ともいえるべく、ある関係者の言によれば、皇族会議の議題は臣籍降下に関する一九〇七年の皇族典範増補第一条の内規制定に関わるもので、波多野宮相は自らの進退を賭けており、四月に開かれた第一回の皇族会議が中止・延期になったのは、この件について皇族の了解を得ることに失敗したためである、と^⑤。

この両者の記事から、この一連の皇族会議で皇族の臣籍降下について内規が制定され、王の第二子以下の男子の臣籍降下が義務づけられたらしいこと、それに対して皇族が反発し、皇族会議が難航したこと、そしてその責任をとって波多野宮内大臣が辞職したらしいことまでは推測できるが（そしてこの小論が明らかにするように、その推測は大筋においてはまちがっていない）、それを裏づける確証は新聞報道からはえられない。さ

らに肝心の内規の内容について新聞報道は正確ではなく、しかもなぜ皇族がその内規に反発したのか、その理由もよくわからない。そのため、新聞報道によるだけでは、なぜ波多野宮相が急に辞任せざるをえなかったのか、その真相は必ずしも明かだとはいえない。

小論は、倉富勇三郎日記を材料にして、皇族会議紛糾の実相と波多野宮内大臣辞職の顛末をさらに詳しく明らかにすることを目的としている。倉富勇三郎は当時帝室会計審査局長官であったが、帝室制度審議会の委員でもあり、石原健三宮内次官とともに波多野宮内大臣のもとでの問題に関与した宮内省高官の一人であった。倉富は新聞記事が言及している臣籍降下に関する内規案の起草者の一人であり、皇族会議開催時には宮内省の説明員として会議に出席していた。その倉富が書き残した日記には、内規案の起草過程とそれをめぐる宮内省内外の動向、内規案を審議した枢密院会議および皇族会議の様相が詳しく記されている。この倉富日記の記述を参照することにより、波多野宮相が辞職に追い込まれる原因となった皇族会議の紛糾の実相を明らかにすることができるのである。皇族会議の内容をここまで克明に記した史料は他に例をみないと思われるので、その意味でも倉富日記の記述は興味深いと言わざるをえない。

なお、倉富日記の記述を用いて問題の皇族会議での紛糾の様相を紹介した先行研究に浅見雅男『鬪う皇族』（角川選書、二〇〇五年）、同『皇族誕生』（角川選書、二〇〇八年）の二著があるが、これらは久邇宮邦彦王の「反乱」としてこの事件をとらえており、波多野宮内大臣辞職の顛末としてとらえる小論とは議論の視角が異なっている。

注記・本論文では頻出する左記日記については、例示のように略記して頁番号を本文中に注記する。

原奎一郎編『原敬日記』第五卷、福村書店、一九八一年は〔原、二二三

頁〕と略記する。

倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記』第一巻、国書刊行会、二〇一〇年は〔倉富、三〇一頁〕と略記する。

一、原敬日記にみる波多野辞職の顛末

倉富日記の分析に入る前に、倉富日記以外のすでによく知られている史料に依拠すれば、この皇族会議と波多野辞職の顛末についてどこまで詳しいことがわかるのかを確認しておこう。わざわざそれを確認するのは、そうすることで倉富日記の史料的价值がより明確になると考えるからである。取り上げるのは総理大臣原敬の日記である。原は司法大臣の資格で問題の皇族会議に出席しており、原敬日記では皇族会議と波多野辞職の顛末についてかなりのスペースが割かれている。それをもとにこの事件の顛末を再構成すればおおよそ以下のようになる。

この問題に関する原日記の記述は一九二〇年四月八日が初出である。この日皇族会議に出席するため宮中に赴いた原は、皇族会議が「何故か突然延期」になったと告げられ、不審に思うが、多忙な原は「其理由を聞く迄もなく退出」せざるをえなかった〔原、二二〇～二二二頁〕。その翌々日元老山県有朋を訪問した原が皇族会議の中止理由をたずねてみたところ、山県は「当日になりて皇族方に御異論あることが知れ、夫にては不都合に付俄に中止相成りたり」と説明した。原は「夫れは意外の事なり、宮相等何故に前以て御諒解を得置かざりしや」と問うと、山県は、皇族から異論が生じてはいけなそうと思ひ、その了解を得るよう波多野宮内大臣には以前から注意しておいた。しかし、波多野がその心配はないと言うので安心していたところ、案に相違して皇族から異論が出され、しかも反対が多数だということで大いに驚き、皇族会議を延期せざるをえ

なかつた。宮内省では皇族の了解を得るために目下尽力中であると答え、中止の理由を説明した。真相をはじめて聞かされた原は「遺憾の次第なり」と感想を記している〔原、二三〇頁〕。

それから一ヶ月後、五月一五日に皇族会議が再開されることとなり、前回の突然中止のことがあるので、今度は石原宮内次官が事前に原を訪問して詳しい説明をおこなった。石原の説明を聞いた原は、皇族の十分な諒解が得られないために臣籍降下問題の決定が遅れるのは困ったことであり、皇族の反対で皇族会議が紛糾していることが外間に洩れたりすれば「国家の為に甚だ面白からず」と、宮内当局の善処をもとめた。しかし石原次官は、成人したばかりの皇太子裕仁親王が出席して賛成にまわったとしても、賛否は同数であると、はなはだ心許ない事情を告げた〔原、一三七頁〕。

五月一五日に延期された皇族会議が宮中で開催され、原は司法大臣として出席した。波多野宮内大臣が議案を説明し、山県も枢密院議長として枢密院での決議の次第を述べた。しかし、出席した皇族からしきりに質問や意見が出され、だんだん不穏な形勢となつたが、閑院宮載仁親王が発言を求め、この問題は皇族の身上に関するもので、皇族会議で可否の決議をとるのは不適當である。議決せずに大正天皇に奏上することにしようかとの提案をおこない、一人がそれに賛成したところ、議長（伏見宮貞愛親王）はその提案を採用して、皇族会議では採決せず、その旨を奏上することにしたと宣告し、皇族会議は終結した。原はその日記の記述を「是れにて面倒なりし皇族降下令準則決定せられたり」と締めくくっている〔原、二三九頁〕。

このことから、皇族会議の議題となつたのは「皇族降下令準則」（正確には「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」）であつたことがわかる。そして、この「皇族降下令準則」に対して少なからぬ数の皇族が反対の立場をとつ

たために、皇族会議が一度中止となり、さらに再開された皇族会議でも議決しないまま（皇族会議が「準則」を承認も否定もしないまま）に終わつたことがわかる。皇族会議の議案は天皇が下付したものであり、通常は何の異論もなく承認されるのが慣例である。それが皇族の異論によつて議決不能になつてしまつたわけだから、不祥事（皇族が天皇の意向に従わなかつた）というべきであり、こんなことが外間に洩れては「国家の為に甚だ面白からず」と原が考えたのも無理からぬことである。ただし、原の日記には「皇族降下令準則」の内容までは記載されていない。皇族がそれに異論を唱へたことはわかるのだが、なにゆえそれに反対したのか、その理由については原の日記には説明がない。

皇族会議の約一ヶ月後、田中義一陸軍大臣が原のもとへやってきて、波多野宮相が辞任することになり、その後任には中村雄次郎をあてることにしたとの山県からの伝言を伝えた。さらに田中は、中村の後任話は突然の事だったので、中村自身大変驚いたこと（田中は山県の命で中村に宮相就任の打診をおこなつたのである）、中村の前に皇后宮大夫の大森鍾一に交渉したが断られたことを付け加えた。

これに対して原は、自分は中村の後任に対し「何等異議なし」、ただし中村が軍人でなければさらによかつたのにと思うと返答した。もつとも原の内心はちがつており、「畢竟宮中全部を山縣系となすの考に出たる事云ふ迄もなき事なり」と、この人事を宮中を自派で固めようとする山県の画策だとみなしていた。皇族会議に関して波多野に不行届きがあつたのは事実だとしても、山県の波多野攻撃は以前から続いており、山県がその腹心である平田東助を宮内省御用掛として宮中に入れた時から、いづれ波多野を追い出す機会を狙っていたのだと、原は日記に記している〔原、一三九頁〕。

波多野の辞職が公表された六月一八日には山県自らが原を訪問し、「波

多野宮相何分にも事務運ばず又過日皇族會議に於けるが如き失態も度々之ありたるに因り、松方、西園寺にも協議し其賛同を得て自分より辭職を勧告し更迭に決せり」と宮相更迭の経緯を説明した〔原、二四九頁〕。さらに波多野を枢密顧問官に転任させるつもりであり、松方正義内大臣から原に対してその件について要請するはずだったが、事の進行が遅れたために、やむをえず波多野に前官礼遇を賜るだけにしておいたと、波多野の処遇について原の了解を求めた。

山県が原に語ったことから、前々から波多野に不信感を抱いていた山県が皇族會議での失態を理由に更迭の意志を固め、松方、西園寺公望二元老の同意を得て波多野に辭職を迫ったことがわかる。

なお興味深いのは、この時山県が宮内大臣の交代とは直接関係のない摂政設置の件を原に語っていることである。山県の話は、松方が山県に至急面会したいというので何事かと思つて会つてみると、「陛下御病氣に付摂政を置かるゝ事に決定を要す」と松方が言い出したので、自分（山県）は、天皇陛下の御病氣はまちがいないことだが、摂政設置には皇后をはじめとして皇族方の同意がなければならず、またこの重大問題をめぐつて国内に反対論が生じるようでは大変なことになるので、軽拳は慎むべきであると、松方に反対して戒めたというものであった。先に田中に伝言を伝えさせたときも、山県はこの松方の摂政設置論とそれに対して自分が反対したことを原への伝言内容に含めていたので、山県がこの話を重視していたのはまちがいない。原も摂政設置は慎重に進めるべきであるとして山県に同意している。あとでふれることになるが、皇族會議や宮相の更迭と直接関係のない摂政設置の話がここで松方から山県に持ち出され、それを元老山県が総理大臣の原に打ち明けたことは留意しておくべきである。

山県から宮相更迭の内情を説明された翌日、原は大正天皇に会うため

に沼津御用邸にむかつて東京を發つた。その往復道中でたまたま波多野と同行することになった原は、こんどは波多野の方からみた辭職にいたる顛末を聞かされた。その事情は山県がすでに原に語つたのと大同小異であり、山県の發意で山県、松方、西園寺三元老が協議し、その合意のもとに山県が波多野を呼び寄せて辭職を勧告したのであり、山県から迫られた波多野は直ちに同意して辭表を出したという。波多野はさらに續けて、山県は波多野を枢密顧問官にと考えているようだが、今さら枢密院に入るのもおかしい気がするので、自分はその話を断るつもりである。総理大臣の原もその点を諒承しておいてほしいと原に枢密顧問官の人事を進行させないように依頼した。そのあと波多野は原に、宮内大臣在任中元老とくに山県からいろいろ無理な注文を出されて、たいへん苦勞したと語り、山県の措置に不満の意を漏らしたのであった。

原は波多野に同情的で、自分（原）は幸いに直接元老から干渉をうけることのない位置（総理大臣）にいたので、事毎に元老と相談する必要もなく気が楽だが、しかしそれでも山県が他者に向かつて政府を非難するので大いに困っている。宮内大臣だった波多野は宮中問題について直接元老の干渉をうけ、何事も元老に相談せねばならない立場にいたのだから、さぞかしやりにくかつたであろうと、慰めの言葉をかけた。「要するに波多野は今上陛下皇太子の御時代より奉仕し今日に至りたるものにて、殊に陛下の御病氣の際なれば山縣の処置適当とは云ひがたし」〔原、二五一頁〕と、山県の不当性を原は日記に記している。

原としては、皇族會議が紛糾したのは遺憾だが、「皇族降下令準則」はともかくも制定されたのであり、波多野に不手際があつたとしても、これまで大正天皇に忠実に仕えてきた者を辭めさせなければならぬ理由にはならないと考えていたのであり、山県が波多野に詰め腹を切らせたのは、これを機に宮内大臣を山県により忠実な人物にかえて、宮中を山

県系で固めようとしたからであって、この更迭劇はいずれ平田を内大臣にするための布石となるうと受け取ったのであった。山県閣との微妙な対抗・提携関係のもとで政権を維持・運用しなければならなかった原の立場からすれば、宮相更迭劇がこのようにみえるのも無理からぬことだといえよう。

以上、ながながと原敬日記を紹介してきたが、先の新聞報道に原敬の記述をあわせれば、波多野宮内大臣更迭の原因が何であったのか、その本質的な部分はずでに尽くされているといえなくもない。しかしながら、なぜ皇族の多数が「皇族降下令準則」に反対したのかをはじめとして、その細部については不明な点が多い。その欠を補い、皇族会議の詳しい顛末について、他の史料からは決して得られないような情報を残してきているのが倉富日記なのである。

二、皇族ノ降下令準則

倉富日記の分析に入る前にもう一点、原敬日記の「皇族降下令準則」正式には「皇族ノ降下令準則」の内容を紹介しておきたい。なぜなら、原敬日記と同様、倉富日記にもこの「施行準則」そのものの内容は記されていないからである。倉富日記には、倉富が波多野に命じられてこの「施行準則」の原案を作成し、伊東巳代治、岡野敬次郎、平沼騏一郎等の帝室制度審議会委員と協議して宮内省案Ⅱ枢密院諮詢案を作成していく過程とそれが枢密院、皇族会議でどのように審議されたのかについて詳しい記述があるが、肝心の法文そのものはほとんど引用されていない（日記を書いている倉富にとっては引用する必要がないからである）。

しかもこの「施行準則」は、一九〇七年の皇室典範増補の「施行準則」

であるので、本来ならば皇室令と同等の性格をもつものだが、大正天皇の裁可を受けただけで、公示されることがなかった。そのため皇室典範増補とは異なり一般にはなじみが薄い。しかし、皇族の多数がなぜ反対したのかを理解するためには、皇族会議の議題となったこの「施行準則」の内容を把握しておく必要がある。そのためにその全文をここに掲げておきたい。これは五月一五日の皇族会議に提案されたものであり、無修正のまま大正天皇が裁可して確定した法文である。^⑦

皇族ノ降下令準則

第一条 皇玄孫ノ子孫タル王明治四十年二月十一日勅定ノ皇室典範増補第一條及皇族身位令第二十五條^⑧ノ規定ニ依リ情願ヲ為ササルトキハ長子孫ノ系統四世以内ヲ除クノ外、勅旨ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列ス

第二条 前條ノ長子孫ノ系統ヲ定ムルハ皇位繼承ノ順序ニ依ル

第三条 長子孫ノ系統四世以内ニ在ル者子孫ナクシテ父祖ニ先チ薨去シタル場合ニ於テ兄弟タル王アルトキハ其ノ王皇位繼承ノ順序ニ從ヒ之ニ代ルモノトス

第四条 前數條ノ規定ハ皇室典範第三十二條^⑨ノ規定ニ依リ親王ノ号ヲ宣賜セラレタル皇兄弟ノ子孫ニ之ヲ準用ス

附則

此ノ準則ハ現在ノ宣下親王ノ子孫現ニ宮号ヲ有スル王ノ子孫並兄弟及其ノ子孫ニ之ヲ準用ス。但シ第一条ニ定メタル世數ハ故邦家親王ノ子ヲ一世トシ実系ニ依リ之ヲ算ス

博恭王ハ長子孫ノ系統ニ在ルモノト看做ス

邦芳王及多嘉王ニハ此ノ準則ヲ適用セス

第一条が示すように、この「施行準則」は皇室典範増補第一条の「王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ」の「勅旨ニ依ル臣籍降下」がどのような場合に行われるかを定めたものである。

すなわち、王が皇族身位令第二五条の規定にしたがって、満一五歳以上になっても臣籍降下の「情願」を行わない場合には、天皇が臣籍降下を命じ、華族に列するものとするたとされたのである。言い換えれば、満一五歳以上の王は、「情願」によるか「勅命」によるか、いずれによるにしろ、臣籍降下するとの原則がこの「施行準則」によって定められたのである。

ただしこの「原則」には例外があり、皇玄孫である親王の「長子孫ノ四世以内」の王については、天皇が臣籍降下を命じることはない。つまり、皇玄孫である親王の長男である王（二世）、その長男の王（皇玄孫である親王の長孫・二世）、さらにその長男の王（同長曾孫・三世）、さらにその長男の王（同長玄孫・四世）は、満一五歳以上になって「情願」を出さない場合でも、勅旨により臣籍降下を命ぜられることはないのである。臣籍降下を命ぜられるのは、次男以下のみであり、長子孫の系統は皇族の身分を保持しつづけ、ようやく長玄孫の長男（五世）の世代になって、はじめて長男も含めたすべての王が臣籍降下するというルールになっている。このルールを適用すれば、明治皇室典範にいう王（五世以下の皇孫）で成人後も皇族に留まり続けるのは、皇玄孫である親王の長男の系統のみ、それも親王の長男から数えて四代目までの王のみに限られることになる。

この「施行準則」の制定当時にまだ存命の男子皇族は、血縁関係からいえば二系統―大正天皇の皇子達と故伏見宮邦家親王の子孫―にわかれていた。大正天皇の皇子である親王は四人（裕仁、雍仁、宣仁、崇仁）だが、その子孫である男子皇族が王となって、「施行準則」の定める臣籍降下の対象となるのは、四人の皇子の玄孫の世代になってからである。私小論を執筆している二〇一一年四月の時点になっても、もっとも若い男子皇族である秋篠宮悠仁親王は、裕仁すなわち昭和天皇の曾孫である

（大正天皇からみて玄孫にあたる）。だから「施行準則」の定める臣籍降下の対象にはまだならない。なるとすれば、それは悠仁親王の子供の世代からである。もちろん、悠仁親王は大正天皇の皇玄孫であると同時に、明仁天皇の皇孫だから、「施行準則」でいうところの「皇玄孫」にはあたらない。その子の世代も当然ながら臣籍降下の対象とはならない。

大正天皇の四男である三笠宮崇仁親王には男系の孫（大正天皇からみて皇曾孫三世にあたる）はいるが、男系の曾孫（大正天皇からみて皇玄孫・四世にあたる）はいない（女系の曾孫はいる）。しかも崇仁親王の男系の孫はすべて女性であるので、たとえ崇仁親王に新たに曾孫が生まれたとしても、この「施行準則」にいう「皇玄孫」にはあたらない。つまり、「施行準則」制定後一〇〇年近く経過した現在においても、大正天皇の男系子孫でこの「施行準則」の適用を受ける可能性のある「王」はまだ存在していないのである。

しかし、もしも崇仁親王が男系子孫に恵まれ、その系統がずっと続いたと仮定すると、この「施行準則」にしたがうならば、崇仁親王からみて八世にあたる男孫は、たとえそれが長男であっても臣籍降下しなければならぬ。そこで皇族としての三笠宮家は断絶となる。大正天皇から数えて九世であるから、じつに気の長い話ではあるが、天皇の男系子孫でもいつかは必ず臣籍降下をすることを明確にした点で、この「施行準則」は一九〇七年の皇室典範増補をさらに一歩進めたのであり、一八八九年制定の皇室典範の「永世皇族主義」の放棄を決定づけたと言えることができる。

なぜ、皇室典範増補の制定から十数年たったこの時期に、このような臣籍降下の「原則化」を定めた「施行準則」がつくられたのか。興味深い問題ではあるが、ここではそれについての詳しい考察は控えておく。行論上は、この「施行準則」がもうひとつの系統である伏見宮系の皇族

にとつてどのような意味をもっていたのか、そちらのほうが重要だからである。ただ一点だけ補足しておく、大正天皇が四人の皇男子（それもすべて皇后所生の）にめぐまれ、しかもその四人が無事成人した（しそくだ）という事実は、江戸時代後半以降の天皇家の家族史においてじつに画期的なことであった。大正天皇はこの一点において、その偉大な父親である明治天皇もなしえなかつた君主の責務をはたしたたのである。今見たように、大正天皇の四人の皇子とその子孫は（少なくとも男性については）、大正天皇の玄孫の世代まで、すべて生まれてから死ぬまで皇族でありつづけるのであり、その家族も（臣下と結婚する女性をのぞき）もちろん皇族である。その数は世代とともに増加していき、これから先歴代の天皇はこれら多数の大正天皇の子孫にあたる皇族を扶養していかなければならない義務をおうことになる。節約にとめたとしても、皇室財政にはかぎりがあるのであり、そうであるかぎり、皇族の総数を一定範囲内に抑制しないわけにはいかない。大正天皇が四人の皇男子にめぐまれたこと、これが「施行準則」制定の背景にある天皇家の家族史的事実であった。

話を戻すと、「施行準則」制定時において、大正天皇の直系男子を除く皇族は、有栖川宮、伏見宮、山階宮、久邇宮、北白川宮、華頂宮、閑院宮、東伏見宮、賀陽宮、梨本宮、朝香宮、東久邇宮、竹田宮の二三宮家にわかれていた。有栖川宮家はすでに男子皇族が一人もいなくなつており、絶家が既定の事実となつていたが、それを除く他の一二宮家は、すべて故伏見宮邦家親王の子孫の系統（伏見宮系）に属する。伏見宮貞愛親王、閑院宮載仁親王、東伏見宮依仁親王は邦家親王の子であり、それ以外の宮家の当主についていえば、久邇宮邦彦王、梨本宮守正王、朝香宮鳩彦王、東久邇宮稔彦王、北白川宮成久王の五人が邦家親王の孫である。さらに山階宮武彦王、華頂宮博忠王、賀陽宮恒憲王、竹田宮恒徳王の四

人が邦家親王の曾孫にあたる。

当主以外の王について言えば、邦家親王の孫の世代が、伏見宮博恭王（伏見宮繼嗣）、同邦芳王、久邇宮多嘉王、閑院宮春仁王（閑院宮繼嗣）であり、曾孫の世代にあたるのが、伏見宮博義王、同博信王、同博英王、山階宮芳麿王、同藤麿王、同萩麿王、同茂麿王、久邇宮朝融王（久邇宮繼嗣）、同邦久王、同邦英王、同家彦王、朝香宮孚彦王（朝香宮繼嗣）、同正彦王、東久邇宮盛厚王（東久邇宮繼嗣）、同師正王、同彰常王、北白川宮永久王（北白川宮繼嗣）であった。

世襲親王家伏見宮の祖である崇光親王は、北朝第三代崇光天皇の皇子であり、邦家親王は崇光天皇からかぞえて一四世にあたる。当時存命の伏見宮系皇族はすべて「皇玄孫ノ子孫」であり、伏見宮の「皇玄孫ノ長子孫ノ系統四世」は第一〇代の貞清親王で終わっている。よつて、「施行準則」第一条を文字通り適用すれば、上にあげたすべての伏見宮系皇族が例外なく臣籍降下の対象となる。それほどに大正天皇と伏見宮系皇族との血縁関係（もちろん男系で数えての）は薄いのである。

しかしながら、「施行準則」の附則にあるように、上にあげた宮家については、邦家親王を「施行準則」第一条の「皇玄孫」とみなしてそこから世数を数え、その長子孫の系統で邦家親王の四世孫までは、現在の宮号を継承して王でありつづけることができるのであり、「施行準則」制定によつて宮家がただちに消滅に追い込まれるのではない。当面臣籍降下が問題となるのは、各宮家当主の弟もしくは次男以下の王であり、邦家親王の曾孫（三世）の世代（この世代は大正天皇の皇子とほぼ同世代になる）にあたる王のうち、その長子孫の系統にない伏見宮博信王、同博英王、山階宮芳麿王、同藤麿王、同萩麿王、同茂麿王、久邇宮邦久王、同邦英王、同家彦王、朝香宮正彦王、東久邇宮師正王、同彰常王だけがこれに該当するのである。実際彼らは順次臣籍降下していった。

もちろん、宮家を継承できるとしても、それは邦家親王の四世孫までなので、五世孫になれば長男であっても臣籍降下の対象となる。具体的には言えば、伏見宮は博義王（博恭王の長男）の長男博明王（一九三二年生まれ）まで、山階宮は武彦王の長男まで（武彦王には子がなかったので、武彦王で断絶するはずであった）、久邇宮は朝融王の長男邦昭王（一九二九年生まれ）まで、賀陽宮も恒憲王の長男邦寿王（一九二二年生まれ）まで、華頂宮も博忠王の長男まで（一九二四年に博忠王が二三歳独身のまま病死したので華頂宮は断絶）、閑院宮は春仁王の長孫まで（春仁王には子がなかった）、春仁王で断絶するはずであった）、北白川宮は永久王の長男道久王（一九三七年生まれ）まで、朝香宮は孚彦王の長男誠彦王（一九四三年生まれ）まで、東久邇宮は盛厚王の長男信彦王（一九四五年生まれ）まで、竹田宮は恒徳王の長男恒正王（一九四〇年生まれ）までが宮号を継承できるが、それ以降はすべて臣籍降下の対象となり、宮家はそこで絶えることになる。なお、すでに「施行準則」制定の時点で東伏見宮と梨本宮には継嗣がおらず、この二つの宮家の当代での断絶は既定の事実であった。

「施行準則」を制定した宮内省側からみれば、それなりの配慮をしたつもりであろうが、伏見宮系皇族からすれば、この「施行準則」は、一族の次男以下の臣籍降下を決定づけただけにとどまらず、自分たちの宮家があと一世代もしくは二世代しか続かないことを決定づけるものにはかならなかったのである。

当然、このような意味をもつ「施行準則」を伏見宮系皇族が快く思うはずもなく、その強い反発が予想されるが、そのことは宮内省の当事者にもよく認識されていた。たとえば、「施行準則」の起草者（の一人）である倉富勇三郎は、当初は「現在の宮家を世数を限りて臣籍に降すことは到底実行し難し」（倉富、一二三頁）「宮内省は之を施行する責任を生ずるも、実際に之を施行することを得ず。非常の窮境に陥るべきに付、

寧ろ処分内規を作らず、不文の儘適宜に処置する方宜しかるべき」（倉富、一九九頁）と、「現在の宮家」すなわち伏見宮系皇族を「世数を限りて臣籍に降す」ことは到底実行不可能であり、実行すれば宮内省は「非常の窮境に陥る」と反対していたのであった。

倉富が実行し難いとした「現在の宮家を世数を限りて臣籍に移す」案を主張したのは、帝室制度審議委員の伊東巳代治、岡野敬次郎、平沼騏一郎であった。倉富日記の記述によれば、帝室制度審議会で皇族歳費令を起草せんとしたが、皇族の臣籍降下が確定しなければ歳費令も起草できないので、先に「皇族の処分に関する内規」の制定をすることになり、帝室制度審議会の議題となったのである（倉富、一〇六頁）。伊東、岡野、平沼が「現在の宮家を世数を限りて臣籍に移す」よう主張した理由は、「現在の宮家は皇室と血縁遠きに拘はらず、之を存し置きて、将来は比較的血縁の近き方を臣籍に降すは不権衡」（倉富、一〇五頁）だからであった。「永世皇族主義」を放棄すれば、大正天皇の子孫でも王の世代（大正天皇の五世孫）となれば、次男以下は確実に臣籍降下の対象となる。にもかかわらず、大正天皇とは二八親等の遠縁にあたる邦家親王の子孫を、一部にしる皇族として留めておくのは、血縁の近さを重視する立場からすれば、たしかに権衡を欠くものと言わざるをえない。

この状況を見て、波多野宮内大臣は帝室制度審議会とは離れて宮内省内で内規案を作成することとし、倉富がその起草にあたった。倉富が起草したのは、制定された「施行準則」とはちがいが、「宮号を有する王及宣下親王又は宮号を有する王の長子孫に非ざる王は、皇室典範増補第一条の規定に依り華族に列せらるべきものと云ふの趣意」であり、「理論より云へは現在の皇族は世数遠きに付臣籍に降下せらるべきものなれども、事情行はれ難きに付宮号を有する方は之を保存する趣意」のものであった¹³（倉富、一四六、一四七頁）。つまり、現在の宮家の王についてのみ規

定したもので、その長子孫の系統は当面これを存続させ（つまり、現在の宮家はこれを存続させ）、ただ次男以下のみを臣籍降下させるという内容であった。これであれば、皇族の反対を回避できると考えたのである。

倉富は、自分の案ではどうして伊東等の同意を得がたいとみて、たとえ伊東等が反対しても、宮内省は倉富案の方針でことを進めるよう主張したが〔倉富、二五八頁〕、帝室制度審議会を無視するわけにいかない波多野は倉富に伊東との協議を命じた。その交渉の結果、倉富案は大幅に修正され、「現在の宮家を世数を限りて臣籍に移す」ことを盛り込むかわりに、「施行準則」第一条のように、大正天皇の皇子の子孫にも同一の臣籍降下のルールを適用するとの原則（すなわち永世皇族主義の原則的放棄を明確にした二条）を立てることで妥協が成立したのであった〔倉富、四五〇頁〕。「施行準則」の直接の原案となるものが宮内省幹部（波多野、石原、倉富）と帝室制度審議会委員（伊東、岡野、平沼）との間で議決されたのは、一九二〇年一月六日のことであった〔倉富、四六二頁〕。ここまで来るのに一年以上かかった公算になる。

倉富が最初の主張を放棄して、伏見宮系皇族を世数を限って降下させる案に同意したのはなぜなのか。日記を読むかぎりではその理由はよくわからない。後年（一九三七年九月になって）倉富自身がこの時のことを回想しているが、それを見ると、倉富が廃案になった倉富案を作成した趣旨は、伏見宮系皇族は宮家としてはわずか一二にすぎず、皇族が多数となつて困るのは次男三男以下の王とその子孫であるから、まずその臣籍降下を確実に進め（それであれば、大きな反対はでないから）、「姑ク皇室トノ血統ノ遠近ハ之ヲ論セス、宮号ヲ有スル皇族ハ現状ヲ変セス、之ヲ整理スルハ皇子皇孫ノ増加セラレ、實際皇族ノ多キニ堪ヘサル日ヲ待ツノ便ナルニ如カスト」考えたからであるとされている。そして、たしかに「施行準則」の原案は「血統遠キ現在ノ皇族ヲ整理セサル理由ナシト

ノ理論ニ固執」する伊東、岡野、平沼の意見をいれたものだが、「此準則ハ一切ノ皇族一定ノ世数ヲ経レハ臣籍ニ降下ストノ原則」をまず定め、そのうえで「附則ニ於テ現ニ宮号ヲ有スル王ノ子孫並ニ兄弟及其ノ子孫ニ之ヲ準用スルコトヲ認メタルヲ以テ、宮号ヲ有スル王ノ長子孫ニ関シテハ数世ノ後ニ非サレハ其ノ適用ナシ。故ニ實際ノ効果ハ当分ノ内予ノ案ニ異ナラサル」と倉富が理解していたことが記されている。

この説明はややあいまいだが、「永世皇族主義の放棄」の一般原則を立てることで、伏見宮系だけをターゲットにしているとの印象を弱めることができ、さらに「施行準則」によれば、伏見宮系皇族もあと二世代から三世代は存続することが逆に保証されるのであるから、宮内省としても十分配慮はしたことになると考えて、倉富は修正に同意したのではないだろうか。さらに、当初は倉富と同意見であった波多野宮内大臣が、途中から意見を変え、「現在の皇族は、いづれも皇室と血縁遠きに付、現在の皇族の子孫も臣籍に降す主義を執る方適當なるへし」と主張するようになったことも〔倉富、八九頁〕、一因と考えられる。

それはともかく、宮内省と帝室制度審議会の合意により成立した「施行準則」の原案（この時点では「皇族ノ降下ニ関スル内規」という表題であった）は、その後細部の修正がほどこされたが、一九二〇年二月末に波多野宮内大臣から大正天皇に上奏され〔倉富、四九九頁〕、三月三日に枢密院に諮詢された。枢密院では条項と字句に若干の修正が加えられたが、趣旨に大きな変更はなかった。ただ、枢密院の審査委員会で末松謙澄、一木喜徳郎から、王の臣籍降下を強制義務化するのには、皇室典範および皇室典範増補の法文と矛盾するおそれがあるので、「内規は一般の標準を示したるものにて、絶対に之を勵行すへき性質のものに非ず。内規中其の趣旨を示す個条を設くる必要ある」との修正意見が出され、それに対して審査委員長の伊東巳代治がその趣旨を示すには新たに条項を追加す

る必要はなく、ただ内規の表題を「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」と改めるだけでよいと反駁したので、伊東の意見にしたがい表題が変更されることになった〔倉富、五〇一頁〕。つまり、天皇が降下を命じるのは「原則」であって、場合によっては命じないこともありうる」とされたわけである。三月一七日に枢密院本会議で秘密会が開催され、委員会の修正案を満場一致で可決した〔原、五〇六頁〕。

三、皇族会議

「施行準則」は皇室典範増補（一九〇七年）の施行規則であるので、制定手続きとしては、枢密院に諮詢されたあと、さらに皇族会議に付議することになっていった。皇族会議は成年以上の皇族男子を以て組織され、内大臣、枢密院議長、宮内大臣、司法大臣、大審院長が「参列員」として出席する。天皇の命で召集され、天皇親臨のもとで開催されるが、一九二〇年三月末に大正天皇の第一回の病状発表が行われており、公務制限のためこの問題を審議した皇族会議には出席していない。代わりに最年長の伏見宮貞愛親王が議長を命じられた。この時点での成年男子皇族は、皇太子裕仁親王を含めて一五人であるが、全員が出席するわけではない。皇族会議令によれば、この案件の場合、定足数は皇族会議員の半数出席、議決には出席者の過半数を要する。

一九二〇年四月七日、翌日開催予定の皇族会議の打ち合わせのため、貞愛親王のもとを訪れた宮内省調査課長事務取扱南部光臣は、親王から「会議員中、若き者に反対の意見を懐く者あり」と聞かされる。翌日すなわち会議の当日の朝、南部はさらに貞愛親王から「邦彦王殿下〔久邇宮〕が主として反対せられ、博恭王殿下〔伏見宮継嗣〕も之に賛成し居る模様にて、或は反対者の方か多数なるやも計られず」と告げられ、このま

までは「施行準則」案が皇族会議で可決されないおそれのあることを知らされた。貞愛親王が邦彦王に反対の理由を尋ねたところ、邦彦王は「議場にて之を述べへく、其前に述べ難し」と説明を拒否したという〔倉富、五一八頁〕。

この状況をみて、波多野宮内大臣は議長の貞愛親王に議長の職権で会議を延期することをもとめ、この日の皇族会議は開催されなままに終わった。波多野は元老山県（枢密院議長）に「皇族中原案に反対する人あり。議場にて可否を討論するは穩当ならず」と考えて延期を要請したと説明したが、山県は天皇の命で開催する皇族会議を恣に延期するのは穩当でない」と「其の不当を鳴らした」〔倉富、五一九頁〕。

その日の午後、波多野、石原、倉富に宗秩寮総裁井上勝之助が邦彦王と梨本宮守正王に面会し、反対の理由をたずねた。守正王は一言も発しなかつたが、邦彦王は次のように反対意見を述べた。

予は準則の大体に付ては意見なし。但し之を定めらる、時期適當ならずと思ふ。成る程今日は皇子四人あり。皇位継承には懸念なき様なるも、既往の事を考ふれば、孝明天皇は御兄弟なく、明治天皇及今上も同様御一人なり。是は初めより御兄弟なかりしに非ず。御兄弟ありたるも、御早世遊はされたるなり。右様の事を考ふれば、現在四人の皇子あるも、或は今後皇統の乏きを憂ふる時期なきを保すへからず。若し万一、右様の時期ありて、支系より入て大統を承くる場合に、此の準則に従ひ、年長者より順次次籍に降り、入て大統を承くる者は皇位継承の順序より云へは下位に在る者なる様のことありては、継承の順序も此の準則の爲め紊たされ、親族間にも不快の念を生ずる様の事あるに至るへし。殊に四人の皇子は今尚ほ御単身にて御子孫なく、且皇太子殿下の外、未成年にて皇族會議にも列せられざる故、愈々御子孫繁昌の事実確かとなり、皇子方の會議

に列せらるゝ様になりたる後、之を定めらるゝ、方適當と信するを以て今日之を議定することに賛成し難し〔倉富、五二〇頁〕

邦彦王の表面の反対理由は、「施行準則」の趣旨には賛成だが、大正天皇の皇子がまだ年少で未婚の現在、これを制定するのは時期尚早であり、彼らが結婚して子をつくり子孫繁栄が現実に保証されるまで待つべしというものであった。しかしながら、「施行準則」によれば、伏見宮系皇族も大正天皇の皇子と同世代の次の世代までは、宮家を存続できるわけだから、かりに大正天皇の皇子すべてに男子が産まれなくとも、宮家継承者の中に皇位継承者をみいだすことは不可能ではないし、大正天皇の皇子達が男子にめぐまれた場合には、「施行準則」に反対する理由が邦彦王にはないのであるから、そう考えると、この邦彦王の反対論には十分な説得力があるとはいえない。まして、支系から入って皇位を継承することになった場合、皇位継承順位の低い者が皇位につくことになって、皇族間に不和をきたすという理由は皇族の私意にすぎず、正当な理由とはみなしえないであろう。

邦彦王は延期になった皇族会議の前に、賛成派であった東久邇宮稔彦王（邦彦王の異母弟）に対して反対にまわるよう説得したが、その時の言葉は「此の案の如く施行すれば、或は皇統断絶の懸念あり。皇族の一人として此の如き案に賛成するは不可なり」（倉富、五二二頁）であった。説得の論理としては、おそらくこれも効果的であろうが、伏見宮系皇族が支系でありながら、明治になって次々と宮家をたて、一族が繁栄してきたのは、すべて「皇統の保持」を大義名分としてきたことを考えれば（もちろんその背景には孝明天皇から明治天皇にかけて直系の皇位継承者が乏しいという現実があった）、邦彦王にとって伏見宮系皇族の消滅を企図するものとしかみえない「施行準則」は、文字通り「皇統断絶」の危機をもたらすものと思えたのであろう。

四月一日に、皇族内の意見をまとめるために、非公式の皇族協議会が開催された。しかし協議はまとまらず、邦彦王、博恭王、博義王、鳩彦王の四人が反対を表明した〔倉富、五二三頁〕。そのあとも宮内省側による邦彦王への説得工作が続くが、ことごとく失敗する。四月一二日には波多野宮内大臣が再度邦彦王に会い、賛成にまわるよう説得したが、効果なく、邦彦王は「原案に反対するは、予（邦彦王）と博恭王、鳩彦王三人のみなる故、其儘（皇族会議を―永井注）開会し、多数にて可決すれば宜しきに非ずや」と聞きなおしたのであった〔倉富、五二三頁〕。四月一九日には山県自らが邦彦王を訪問し、説得を試みたが、こちらも無効に終わった。邦彦王は山県には「準則の通りには皇統の断絶する懸念あり」と言い、閑院宮から入って皇位を継承した光格天皇の例をあげ、「皇族を存置する必要あり」と主張した。山県は「右様の事例ありとて準則に反対し、皇統の断絶等を云々せらるるは、畢竟杞憂に過ぎず。皇族たる方は現今の時勢を達観し、大処高処に着眼して意見を定られざるべからず」若し皇族にて此案に反対せられたりと云ふ如き事か世間に分かる様になりては、皇族自身の不徳のみならず、皇室の不徳ともなること故、不可と知りたらは速に改めらるべく、皇族中の反対に同意せられたる人は、殿下より説得せらるゝには及はず。唯自分は意見を改めたりと云ふことを通知せらるゝのみにて宜し」と懸命の説得を試みたが、山県が倉富に「結局グツ、にて、要領を得ず。全く婦人の愚痴に類することにて致し方なし」とこぼしたように、邦彦王の意見を変えることはできなかった〔倉富、五二六頁〕。

五月六日までに宮内省が把握した皇族の意向は、賛成者五名（貞愛親王、載仁親王、依仁親王、守正王、武彦王）、反対者五名（邦彦王、博恭王、博義王、鳩彦王、成久王^⑦）で、最年少の恒憲王は態度不明確であった〔倉富、五四五頁〕。京都に居住する多嘉王と病弱な邦芳王さらにフランス留学の

ため四月一八日に東京を出発した稔彦王は皇族会議に出席しないので、議長である貞愛親王と皇太子裕仁親王が賛成票を投じて、恒憲王が反対にまわれれば、賛否同数となつて過半数を獲得できない計算である。

同日、波多野、石原、井上、倉富が山県を訪問し、対策を協議した。山県は、皇族会議の形勢不利となれば、大正天皇の勅旨を示して皇族を賛成せしむる必要があるとして、勅書案をつくつて予め大正天皇に奏請しておくべきだと指示した。井上は山県案に賛成であつたが、波多野と倉富は「勅旨を以て議決を左右することは穏当ならず」と否定的であり、否決されそうな場合には議決をさせず、そのまま諮詢を止めて、ただちに大正天皇に裁可を奏請するのがよいという考であつた（倉富、五四六頁）。しかし、山県も断固たる姿勢を堅持していたわけではなく、先行きを懸念して思い悩み、一晚眠られぬ夜を過ごした。再考のすえ、会議召集前に大正天皇から貞愛親王と載仁親王に直接勅語を与え、「準則は典範増補を施行する為のものにて、此節創設したる制度には非ざる」旨を明らかにして、それを他の皇族にも伝えるよう命じるようにするのがよいと、会議中に正面から反対論を押さえつける方式に固執しなかつた（倉富、五四六頁）。

五月一〇日に宮中で元老会議がおこなわれ、山県、松方、西園寺、波多野、石原、井上、倉富が集まり、対策を協議した。その結果五月一日に皇族会議を開催すること、「可否正半数なるときは決を採らずして、其儘議長より上奏すること。反対説多数なる如き場合には、採決を延期して勅旨を奏請すること」また「皇族全体が自己の利害に関する問題なりとして議決せざる」場合には、「其の時の都合にすること」などが承認された（倉富、五五〇頁）。興味深いのは、西園寺が強硬論を主張したことで、「皇族中所聞の如き意見を有せらる、方あるは実に意外なり。此の如き意見は、露骨に云へは町人根性なり」と評し、さらに倉富が原案を

作つた勅語案についても「既に反対意見ありて反省を命ずる場合としては、今少し手強き語を下さる、方可なるべく、此く詳かに説明せらる、の必要なく、直接に賛成を命ぜられて可なるへし」と、もつと強い語調に改めるべきだと主張した（倉富、五五〇頁）。

いっぽう皇族会議で議決することそのものに難色を示していた北白川宮成久王は、各宮を訪問し、「施行準則」は皇族会議の「議員全体の利害に関する故、表決しないこと」で皇族の意見をまとめようとしていた。皇族会議令第九条には「皇族会議員ハ自己ノ利害ニ関スル議事ニ付キ表決ノ数ニ加ハルコトヲ得ス」とあるので、「施行準則」はこれに該当するとして議員全員が表決に参加しないことにしてはどうかといふのである。協議の結果、成久王の提案どおり議決をしないことで皇族側はつまり、会議の当日閑院宮載仁親王がそれを提議し、成久王がそれに賛成発言をすることになつた。ただし、これには条件があり、反対派皇族は質問および反対意見を自由に述べることを保証するよう求めたのであつた。皇族間の合意をとりつけた成久王は波多野等宮内省側と交渉し、右の内容の妥協案を受け容れるように求めた。宮内省側では難色を示すものもいたが、結局この妥協案を受け容れることにしたのである（倉富、五五三頁）。これによつて、大正天皇の勅語を示して賛成させる荒療治は避けられることになつた。しかし、元老山県はこの妥協案に不満であり、倉富に「何と云ふことなるや分からず。唯宸慮を煩はし奉るよりも宜しとのことなるへし」と慨嘆した（倉富、五五六頁）。

五月一五日午後十時より宮中にて皇族会議が開かれた。出席した皇族は貞愛親王、載仁親王、依仁親王、邦彦王、守正王、博恭王、成久王、鳩彦王、博義王、武彦王、恒憲王そして皇太子裕仁親王の十二人であつた。他に参列員として山県枢密院議長、松方内大臣、波多野宮内大臣、原司法大臣、横田国臣大審院長、説明員として石原宮内次官と倉富さら

に宮内省参事官の南部光臣と浅田恵一が加わった〔倉富、五五六頁〕。

議長貞愛親王の開会宣言のあと、波多野が「施行準則」案について概要を説明し、倉富がそれを補った。次に山県が枢密院にて可決した次第と案の適当にして必要なる理由を説明した。そのあと、各皇族から質問および意見表明がなされた。

成久王からは「現時民心動揺の際、皇族降下の如き処分を為すは一層民心の動揺を誘発する恐なきや」という質問が出され、波多野が「民心動揺の際なるを以て一層本案の必要あり」と返答した。邦彦王は「本案の施行は皇統断絶の懸念あり」と質問し、波多野は「其懸念なし」と答えた。さらに鳩彦王は「準則は典範増補に矛盾するの疑あり」と質問し、これには倉富が「然らざる」と答えた。博恭王は「増補には華族に列せしむることあるへしとあるに、準則には華族に列すと決定的の辞を用ゐ在り。何の為めなるや」質問し、倉富が「増補、準則との関係に付答弁し」、質問応答が終わった〔倉富、五五七頁〕。

次いで議長より本案に対する各員の意見を問うと、打ち合わせどおり載仁親王が「本案は皇族会議員各自の利害に関係するを以て自分（載仁親王）は表決せざる旨」を述べ、此の提議に対し成久王が賛成を表した。それに対して博恭王、邦彦王はこれに反対して質問し、博恭王の間には成久王が答え、邦彦王は、載仁親王の意見についてさらに波多野に質問した。波多野は、載仁親王は今回の議案が皇族会議令第九条に全面的にあてはまると解釈して表決を避けることを提議されたのではなく、同条の精神にしたがえば表決を避けるほうがよいと考えて提議されたのであると考える。皇族会議員が多数にて表決を避けることを決められるのであれば、宮内大臣としてはそれに異議は唱えることはいたしません、と返答した。そこで議長は、載仁親王の意見に対し反対の論がないので、皇族会議はこの件については表決しないことに決すと宣言し、閉会を告

げた。十一時すぎのことであった〔倉富、五五七頁〕。

会議後、会議員及び関係者に対し、大正天皇から午餐が給せられ、参列員や説明員はこれに列したが、皇族は皇太子と武彦王と鳩彦王の三人のみが午餐を受けたにとどまり、あとの九人はすべて出席せずに退出した〔倉富、五五七頁〕。山県はのちにその非礼（皇太子が臨席しているにもかかわらず退出したこと）をとがめ、倉富は、これは皇族が不快感を示すために、あらかじめ示し合わせてボイコットしたのではないかと疑った〔倉富、五六一頁〕。

皇族会議は議決を回避したが、「施行準則」そのものは、大正天皇の裁可をうけて効力を有する内規となった。ただし、実際にはこの「施行準則」が適用されて、勅旨によって臣籍降下した例はひとつもなく、これ以後の皇族の臣籍降下はすべて「情願」によるものであった。しかし、「施行準則」の存在は、もし「情願」がなされなければ勅命が下される可能性を想起させることで、「情願」による臣籍降下の慣例を定着させるに大きな効果があったといえよう。

そのいっぽうで、皇族会議で少なからぬ数の伏見宮系皇族が「施行準則」の制定に反対の意を表明し、そのため議決することができなかったという事実、皇族が皇室の家長である大正天皇とその家政官僚である元老と宮内省に反旗をひるがえした事実は残ったのである。皇室の家長としての大正天皇の権威失墜は免れなかった。いや、すでにその権威が薄れていたがために、このような皇族の反抗を招いたといえるべきかもしれない。

倉富日記には、波多野が「皇室典範増補には」勅旨に依り降下せらる、規定あるも、先帝の時なれば兎も角、今日にては仮りに勅旨の形式となるも、事実は然らず。元老か宮内大臣の考なりとの推測を受け、今日までは到底降下を実行し難し」と語り、倉富が「皇室典範増補のとき

今一步を進めて降下のことを明定し置けば何事もなかりしに、惜むべきことを為したり」と応じて、波多野もそれに同意するという一節が出て来る〔倉富、一〇九頁〕。明治天皇とはちがい、大正天皇の「勅旨」では、皇族は誰もそれをほんとうの「勅旨」とはみなさず、「元老か宮内大臣の考」にすぎないと解するだけであると宮内大臣がこぼし、明治天皇が健在な間に皇族の臣籍降下問題に決着をつけておけばよかつたのにと、宮内省高官が応じているのである。これは大正天皇の病状発表より一年も前の会話である。大正天皇に皇室の家長としての権威がないことを彼らは痛切に感じていたにちがいない。

「施行準則」をめぐる一件は、そのことを目にみえるかたちで示したのであった。だからこそ、この件で波多野宮内大臣が更迭された際に、松方内大臣は摂政設置の件を持ち出したのだといえよう。もちろん、この時点では山県もいうように、摂政設置は時期尚早であった。しかし、そのことが持ち出されたことの意味は大きい。しかもそのきつかけが「施行準則」の制定問題すなわち皇室の家政問題をめぐるトラブルであったことに留意すべきであろう。

最後に、皇族会議から波多野の辞任にいたる一ヶ月の動きを簡単にフォローしておきたい。会議の数日後、山県、松方、西園寺の三元老は連名で、「皇族会議の結果は必しも聖意に合ふものに非ざるへしと思惟す。是臣等か尽力の足らざる所にして、恐懼に絶えへす」という文面の書面を大正天皇に提出した〔倉富、五六一頁〕。これをみて、波多野宮内大臣も「皇族会議にて議すべき事項なりとして御諮詢を奏請したるに、皇族会議にて議決せざること、なりたるは、取調不行届の結果にて、恐懼に堪へず」という趣旨の待罪書を大正天皇に提出した。元老、宮内大臣のいずれの待罪書も却下されたが、事態を不祥事として認め、それに対する責任を負っていることを、元老と宮内大臣が公式に認めたのであ

る。

その後しばらく動きがなかったが、六月一五日になって、倉富は突然波多野から辞職のことを告げられた。辞職の理由を尋ねた倉富に、波多野は「全体か不行届なるへきも、先づ皇族会議の事か近因なる様なり。山県より、皇族は降下の必要なる事由を諒解し居られざる模様にて、到底此儘には致し難き様の話を聴きたり。既に元老の間にて決定して居ること、思ひ、自分（波多野）は何事も問ひ返さず。松方に面し、辞表の手續を打合せ」と答えた。波多野はまたこれは極秘だが、後任は中村雄次郎のようだと告げ、倉富は「大分意外の人なり」と驚いている〔倉富、五九六頁〕。

波多野と会ったあと、倉富は次官の石原と会い、山県が波多野に辞職を勧告した顛末を聞かされた。石原が山県から直接聞いた話も、波多野が倉富に説明したのと大同小異であった〔倉富、五九七頁〕。皇族が「施行準則」の制定に反対し、宮内大臣としてそれを抑えることができなかつたことが、波多野の命とりになったのである。石原は、波多野には気の毒だが、辞職はやむをえないと語り、その理由を倉富に述べた。石原が言うには、「施行準則」の内容は皇族に周知徹底すべきであると考え、宮附職員会議の時にそのことを宮附事務官に伝え、さらに各宮附事務官から各皇族に伝えたところ、邦彦王は「彼の準則は何も役に立たぬものなり。其儘に致し置けば夫れにて宜し」と、これを無視する態度を露骨にしめしたという。「皇族か右の如きことを云はれる様になりては何事も出来ざる故、大臣の更迭は已むを得ざるへし」と、石原は波多野辞職のやむを得ないことを告げたのである〔倉富、五九八頁〕。

おわりに

以上が、ほぼリアルタイムの記録とみなせる二つの日記（原日記と倉富日記）に依拠した波多野宮内大臣辞職の顛末である。波多野の辞職を求めた山県が「何分にも事務運ばず又過日皇族会議に於けるが如き失態も度々ありたるに因り」と、その理由を原に説明し、また辞職を求められた波多野自身も「全体か不行届なるへきも、先づ皇族会議の事か近因なる様なり」と、それを認める発言を倉富に対して行っていることからわかるように、波多野解任の理由が「皇族会議の不首尾」にあったことは動かしがたい事実とみてよい。

しかしながら、波多野の辞職の原因については、これとは異なる主張が存在する。

〔波多野は〕大正九年六月十八日、久邇宮家の色盲問題を看過した責任により更迭されていた。この更迭人事は元老山県の差し金によるものだった。山県は久邇宮良子の皇太子妃内定を取り消すため波多野を辞任させ、山県系官僚の中村雄次郎（元満鉄総裁）を後任の宮内大臣とした。¹⁸⁾

この佐野眞一の主張は、「皇族会議の不首尾」ではなくて、色覚異常の遺伝因子をもつ久邇宮良子女王を皇太子妃候補に選んだことに解任の理由を求めており、婚約解消の邪魔になるとして、山県が波多野を辞任させたのだとする説（「婚約解消のための布石」説）である。本論文が明かにしたように、少なくとも一九二〇年六月の波多野辞任までの期間に関するかぎり、原日記にも倉富日記にも、皇太子の婚約問題と波多野辞任との関連を示唆する記述は皆無である。つまり、当時において当事者（山県と波多野）とその周辺の誰もが、佐野が主張するような因果関係の存在を表明していなかった。にもかかわらず、佐野は右のような主張をして

いるのである。佐野自身は史料的根拠をまったく示さずに、ただ断言するのみだが、以下の引用からわかるように、佐野が下敷にしたのは伊藤之雄の研究だと思われる。

山県は良子の皇太子妃選定を取り消すために、二〇年六月一八日、波多野宮相を辞任させ、山県系官僚の中村雄次郎中将（元関東都督）を後任とした。その表面上の理由は、皇族の一人を華族とする臣籍降下の問題が皇族会議で可決されなかった責任を取るものであった。¹⁹⁾

伊藤の主張は佐野のそれよりも精密であり、波多野解任の理由は、表向きは「皇族会議の不首尾」（なお、小論が明らかにしたように、上記引用中の伊藤の皇族会議の説明は正確ではない）だが、裏に隠された真の理由は「婚約解消のための布石」だったというものである。伊藤が自説の根拠として明示しているのは、倉富日記の一九二八年三月一六日条の次のような記述である。

波多野（敬直）ノ宮内大臣ヲ罷メタルハ表面皇族ノ降下ノ内規カ皇族会議ニテ可決セサルニ因リタル様ナルモ波多野自身モ其外ニ東宮妃問題カ原因トナリ居ルコトヲ自覚シ居リタリ。波多野ハ自ラ御婚約ニ関係シ居リタル故之ヲ止メルコトハ出来ス。中村（雄次郎）ヲ大臣ト為シタルハ婚約ヲ解ク為ナリシナラン。²⁰⁾

これはこの日、倉富自身が枢密院書記官長二上兵治に語ったものであるが、この記述の解釈にあたっては、以下の点に留意すべきであろう。

①この記述は後年（八年後）の回想であって、リアルタイムの記録ではないこと。

②倉富は、波多野解任の理由として「皇族会議の不首尾」そのものを否定しているのではなく、それを認めていること。それを認めただうえで、それ以外にも原因（「婚約解消のための布石」）があったと、両者を並列さ

せる立場に立っていること。

③倉富が「婚約解消」が裏面に介在していたとするのは、あくまでも推測であり、はっきりとした根拠にもとづいて断定しているわけではないこと。

④その推測の根拠としてあげているのは、波多野自身が「婚約解消問題」が自分の解任の原因だったと考えていたことと、婚約内定時の宮内大臣である波多野では婚約解消はできないので、それを行うにはまず宮内大臣を更迭する必要があるという推論に誰しも納得せざるをえないことの二点であること。逆にいえば、倉富は波多野を解任させた山県側から得た情報によつて、その推測を組み立てているのではないということ。

上記の点に留意するなら、右の倉富日記の記述から、波多野解任の原因は「皇族会議の不首尾」ではなくて「婚約解消のための布石」であったと断定するのは、やや行き過ぎであるといわざるをえない。

既述のごとく、波多野辞任までの時期に関するかぎり、ほぼリアルタイムで書かれた倉富日記や原日記には、「婚約解消問題」も「色盲問題」も、いずれも一言半句すら登場しない。それは当然であり、そもそも倉富や原が「色盲問題」なるものを知るのが、波多野辞任後半年もたった一九二〇年一二月になつてからだったからである（原、三一八頁、倉富、八四七頁）。それ以前にはその存在すら知らないわけだから、彼等がその日記において両者の因果関係を云々することなどありえない。それは倉富や原だけにとどまらない。波多野辞任以前に、元老および宮内省首脳で「色盲問題」を知っていた可能性があるのは、山県と波多野（もしかすれば石原健三宮内次官も）の二人にすぎず、しかも二人ともそのことについては一切口外しなかつたのである。

波多野解任の原因を「婚約解消問題」とを結びつける言説は、「色盲問題」が浮上してから後に登場する。伊藤之雄とならぶ「宮中某重大事件」

の研究者である浅見雅男が「波多野自身がのちに、色盲問題で山県の逆鱗にふれたとほのめかしている事実がある」としていることからすると、波多野自身もそのような言説で自分の辞任を説明せんとした一人だったようである²¹⁾。これを補強する記述が倉富日記の一九二一年二月一七日程同年三月五日条の次のような記事である。

A「予（倉富―永井注）又波多野が大臣ヲ罷メタル原因ハ皇族降下ノコトニ在ルハ勿論ナルモ或ハ其外ニ御婚約ヲ解クコトヲ求メラレ波多野ハ之ヲ解ク能ハスト云ヒタルコトモ亦一原因ナリト云フ者アリ。或ハ其事モ原因トナリ居リタルヘキヤト云フ。小原左ニアラサルヘシ波多野ノ無能ハ三元老トモ屢々之ヲ話シタルコトアリ〔中略〕波多野ハ在職シテモ何事モ出来ス全ク行キ詰マリ居リタルナリト云フ」²²⁾

B「大報ト云フ雑誌ニ波多野ト云フ名ハ出シ居ラサルモ婚約解除ノ邪魔ニナル為メ罷メラレタル様ニ書キ居レトモ波多野ノ罷メラレタルハ其ノ為メニ非ス。種々ノ原因疊積シタル末、皇族降下ニ関スル問題失敗ノ為メ彼ノ結果ヲ生シタルモノニテ、波多野ノ無能ハ既ニ公評アリ。〔中略〕尤モ免官前予（倉富―永井注）ヨリ皇族降下ニ関スル問題ノ責任ハ元老モ同様ニテ君（波多野）一人其責ニ任スル理由ナカルヘシト云ヒタルニ波多野ハ其時此問題ノ為メノミニ非ス他ニモ原因アルヘシト云ヒタルコトハアリト云フ。小原、波多野ハ婚約解除ノ為メ邪魔ニナル為メ罷メラレタリト云ヒ居ル趣ナリ。自分（小原）万右様ノ事ナカラント思フ。君（予）モ其ノ通り思フナラハ、多分間違ナカラント云フ。予夫レハ何トモ分カラスト云フ」²³⁾

AおよびBから、「色盲問題」が浮上して以降、波多野解任の原因を「婚約解消の布石」とする言説が登場しており、倉富の耳にも入っていたこと、また波多野自身が「婚約解除ノ為メ邪魔ニナル為メ罷メラレタリ」と説明していたらしいことがわかる。また、そのような言説に対して、

小原駱吉内匠頭は「左ニアラザルベシ」「万右様ノコトナカラン」と完全に否定的であるが、倉富は必ずしもそうではなかったこともわかる。小原の立場は、波多野解任の理由は「皇族会議の不首尾」が主因であるが、もともと波多野は無能で、元老の信頼もなかったもので、いずれ罷めさせられたにちがいない。「婚約解消の邪魔になる」として辞任に追い込まれたのではないというものである。それに対して倉富は、解任の主因が「皇族会議の不首尾」であることに間違いはないとしつつ、それ以外にも「婚約解消問題」が介在していたのではないかとの疑念をもち、その疑念を完全に払拭することはできないのではないかとする。「並列論」の立場をとっているといえよう。その点で、一九二八年の時と変わっていない。

ここで、倉富が小原のように完全否定論に立たないのは、波多野辞任時に、倉富が「皇族会議の不首尾」については、波多野一人が悪いわけではなく、元老にも責任があるはずだと言ったところ、波多野が「此問題ノ為メノミニ非ス。他ニモ原因アルヘシ」と答えたことが理由にあげられている。ただし、前節でみたように、辞任当時において倉富日記に記されている二人のやりとりは、倉富が「何が原因なるや。矢張り先日の皇族会議の事にて右様の事になりたる訳なるや」と問うと、波多野は「全体か不行届なるへきも、先つ皇族会議の事か近因なる様なり」と答えたことになっており（倉富、五九六頁）、倉富がBで小原に説明したのとは少しちがっている。波多野は「全体か不行届」と言ったのであって、「他ニモ原因アルヘシ」とは言っていないのである。ある種の記憶の変形がそこにみられるといつてよいであろう。

それよりも、倉富が「並列説」にこだわったのは、一九二〇年五月中（すなわち波多野辞任前）に、山県が「色盲問題」のことを知っていたという事実を、倉富が知っていたからだと思われる。つまり、波多野辞任以前に山県がそのことを知っていたのであれば、そのような問題を抱える

女性を皇太子妃候補に選定した波多野の責任は免れないと考えたとしても不思議ではなく、さらにその当事者が宮内大臣のままでは、山県の望む「婚約解消」は困難であるので、まず波多野を辞めさせなければならぬと、山県が考えたとしても無理はないと、推理していたことが、倉富が「並列説」にこだわった理由ではないかと考えるのである。

私がそう判断するのは、中村雄次郎宮内大臣が「婚約解消問題」の責任をとって辞任する際に、倉富は、後任の牧野伸顕に事務引継ぎをおこなうため中村が準備した「演述書」を石原宮内次官から見せられており、しかもその「演述書」には、「大正九年五月中、山県公ハ陸軍々医学学校教官ニシテ学習院囑託医タル草間某ノ色盲遺伝ニ関スル論文ヲ提示セラシ。其文中説ク所ハ島津公爵家ヨリ引テ久邇宮家ニ遺及セル色盲遺伝ニ関係スル事項ニシテ同公ハ重大ノ事柄ナルヲ以テ相当考慮ヲ要スヘキ旨ヲ談セラレタリ」と記されていたからである。「演述書」のこの一節を倉富はわざわざ日記に転記しており、これを重視していたことがわかる。これを読んだ倉富は、波多野辞任の際に山県はすでに「色盲問題」について知っていたと確信し、そのうえで右のような推理をたてたのではないだろうか。

しかしながら、倉富の推理はあくまで推理であり、その正しさを裏づける確証が存在するわけではない。それを裏づけるには、山県が「婚約解消の布石」として波多野の解任を求めたことを実際に示す、山県側の史料が必要であろう。それが出ないかぎり、倉富の推理は推測にとどまるのである。そして、いわゆる「宮中某重大事件」に関する山県側の史料には今のところそれを裏づける記述を見出すことはできない。²⁶⁾

注

① 『読売新聞』大正九年六月一九日付。

② 波多野の宮内大臣就任は一九一四年四月九日だが、その日の早朝昭憲皇太后が死去した（公式には四月一日崩御とされる）。通常ならば宮内大臣の交代などありえないタイミングだが、西本願寺からの武庫離宮予定地買い上げをめくり、渡辺千秋前任宮内大臣の収賄事件が発覚したため、皇太后の崩御公表前に宮内大臣の交代をおこなわなければならなかったのである。渡辺はその前任者の田中光顕とともに、宮中における山県の忠実な子分であった。司法官僚の出身で、第一次桂内閣の司法大臣を務めた波多野も、広く言えば山県系官僚の一人であり、波多野を後任に推薦したのは山県であったが、山県との関係は必ずしも深いとはいえなかった。

③ 『読売新聞』大正九年六月十九日付。

④ 他の新聞でも同様の推測記事がみられる。『東京朝日新聞』大正九年六月十九日付は「波多野宮相辞職に就ては世上種々取沙汰せられ居るが、宮相の辞職は皇室典範改正の問題に関して引責したるものなり」と記し、さらに続けて某貴族院議員の談として「波多野宮相の辞職は彼の皇族會議に其の因を發し居ると思はれるが、必ずしも其地位を退かねばならぬ程の問題ではない」との評を記載している。

いっぽう同日付の『国民新聞』は「曩に宮中に於て皇族會議が開かる、や同會議に多少の故障起り一時の延期となり約一ヶ月にして同會議再び開催せらるゝに至れるが其の間各元老とも十分諒解を得、皇族會議は兎も角も無事終了を告げ」たにもかかわらず、山県、松方、西園寺三元老が波多野更迭のことを内協議し、某元老（新聞ではわざと名を伏せているが、あきらかに山県である）が波多野に辞職を勧告したために、辞職せざるをえなくなつたと報道していた。さらに続けて、後任の中村起用は「貴族院茶話会の老子爵議員」（平田東助をさす）が某元老（山県）に推薦したからだとし、波多野に辞職せねばならぬほどの落ち度がなかったにもかかわらず辞めさせられたのは、山県が自分の息のかかった人物を宮相にせんとしたためであるとの解釈で記事が書かれている。

⑤ 皇室典範増補（一九〇七年）第一条「王ハ勅旨又ハ請願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムコトアルヘシ」。

⑥ 『読売新聞』大正九年五月二二日付。

⑦ 「皇族ノ降下ニ関スル内規ノ件 附本件裁可ノ旨御沙汰伝達書」『大正九

年御下附案』枢密院會議文書（国立公文書館所蔵）、JACAR（アジア歴史資料センター）、RefA03033116800（第6画像から）。

この準則には次のような「上諭」が付されており、大正天皇の裁可を受けたことがわかる。

「朕茲ニ皇族會議及枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇族ノ降下ニ関スル施行準則ヲ裁定シ其施行ヲ命ス

御名御璽

大正九年五月十九日

宮内大臣」

⑧ 一九一〇年制定の皇族身位令第二五条は「皇室典範増補第一条ノ規定ニ依ル請願ヲ為スニハ王滿十五年以上タルコトヲ要ス」である。

⑨ 皇室典範第三二条は「天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ子女ヲタル者ニ特ニ親王内親王ノ号ヲ宣賜ス」である。

⑩ 一八八九年制定の皇室典範では、男は皇子より皇玄孫までが親王、五世孫より下が王であった。

⑪ 念のために注意しておくが、この「施行準則」は一九四六年一二月に廃止されているので（「皇族ノ降下ニ関スル施行準則廃止ノ件」『昭和二十二年御下附案』枢密院會議文書、（国立公文書館所蔵）、JACAR、RefA06050006500）、現在の皇族にあてはめるのは、あくまで説明をわかりやすくするための方便にすぎない。

⑫ 邦家親王の孫の世代で宮号をもたない伏見宮の邦芳王と久邇宮の多嘉王については、「準則」附則第二、第三項により臣籍降下の対象とはならないとされている。これは以下のような事情が考慮されたためであろう。邦芳王については、貞愛親王の正妻（利子女王）の子（嫡長子）であり、本来は伏見宮を継承すべき人物であったにもかかわらず、病弱のため異母兄の博恭王がかわって継嗣となったという事情があり、久邇宮朝彦親王の子である多嘉王については、その兄弟である邦憲王（賀陽宮）、邦彦王（久邇宮）、守正王（梨本宮）、鳩彦王（朝香宮）、稔彦王（東久邇宮）が既存の宮家を継承するか、新たに宮号を与えられて独立した（明治天皇の娘である内親王の結婚相手として宮号を与えられた）のに対して、多嘉王のみが久邇宮を継承した兄邦彦王のもとで、いわば「部屋住み」の身で

ありつづけたという事情があった。

⑬ なお、この「趣意」で倉富が起草した案と思われるものが、平沼騏一郎文書に含まれている。「皇族ニ関スル内規」『平沼騏一郎文書』（国立国会図書館憲政資料室所蔵）二四三ノ五止

⑭ 倉富勇三郎「年譜」（倉富家所蔵）。

⑮ 宮内次官の石原は、波多野が意見を変えたのは、岡野敬次郎に説得されたからであろうと、推測している（倉富、八九頁）。

⑯ なお、枢密院の審査委員会の記録及び報告内容は以下を参照のこと。「皇族ノ降下ニ関スル内規ノ件（三月十日（一回））」「三月十一日（二回）」『枢密院委員会録・大正九年』枢密院文書、JACCAR,Ref:A06050017100。「皇族ノ降下ニ関スル内規ノ件」『枢密院審査報告・大正九年』枢密院文書、JACCAR,Ref:A03033378300。また本会議の議事については、「皇族ノ降下ニ関スル内規ノ件」『枢密院会議筆記・大正九年』枢密院文書、JACCAR,Ref:A03033626200。

⑰ 成久王は、波多野に対して「自分（北白川宮）は皇族会議にて可否を争ひ、多数にて決定することはどこまでも不同意なり。若し是非とも数の多数にて決することならば、自分（北白川宮）は原案に反対す」と述べていた（倉富、五四三頁）。

⑱ 佐野真一『枢密院議長の日記』講談社現代新書、二〇〇七年、三四頁。

⑲ 伊藤之雄『政党政治と天皇』講談社、二〇〇二年、一四六頁。

⑳ 「倉富勇三郎日記」（国立国会図書館所蔵）昭和三年三月十六日条。

㉑ 浅見雅男『闘う皇族』角川選書、二〇〇五年、三四頁。浅見が根拠とするのは、宮中某重大事件で山県に対抗して婚約解消反対を強固に主張した杉浦重剛側の記録である『辛酉回欄録』の一九二〇年一月の記事である。

この点については黒沢文貴「大正期天皇制の危機と山県有朋」伊藤隆編『山県有朋と近代日本』吉川弘文館、二〇〇八年、二七八頁でも指摘されている。

㉒ 「倉富勇三郎日記」大正一〇年二月一七日条。

㉓ 右同、大正一〇年三月五日条。

㉔ 右同、大正一〇年二月二五日条。

㉕ 右同、大正一〇年日記第三冊裏表紙見返し。

㉖ なお、かりに「婚約解消の布石」説が正しいと仮定すると、山県は一九二〇年六月の時点で、すでに「婚約解消」を実行する決心を固めていたことになる。また、遺伝的に問題を抱える女性を皇太子妃候補に選定した波多野宮内大臣の責任はまことに重大であり、罷免に値すると確信していたことになる。

しかし同時に山県は、その時点では「色盲問題」を公然と持ち出して、正面から波多野の責任を問うことはできないとも考えていたことになる。なぜなら、小論が明らかにしたように山県は波多野を辞任に追い込む際に、「色盲問題」にはまったくふれずに、「皇族会議の不首尾」をその理由としたからである。

山県が他の元老と宮内大臣に公然と「色盲問題」を持ち出すのは、波多野辞任後数ヶ月のことである。山県が波多野を辞任に追い込んだ真意が「婚約解消の布石」にあったとするならば、ここに生じる時間差をどのように説明すればよいか、それが問題となる。

（京都大学文学研究科教授）